

改 正 案	現 行
<p>建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）<u>第十九条第三項</u>ただし書の規定に基づき、照明設備の設置、有効な採光方法の確保その他これらに準ずる措置の基準及び居室の窓その他の開口部で採光に有効な部分の面積のその床面積に対する割合で別に定めるものを次のように定める。</p> <p>照明設備の設置、有効な採光方法の確保その他これらに準ずる措置の基準等を定める件</p> <p>第一 照明設備の設置、有効な採光方法の確保その他これらに準ずる措置の基準</p> <p>一 幼稚園、小学校、中学校、<u>高等学校若しくは中等教育学校</u>の教室又は保育所の保育室にあつては、次のイ及びロに定めるものとする。</p> <p>イ 床面からの高さが五十センチメートルの水平面において二百ルクス以上の照度を確保することができるよう照明設備を設置すること。</p> <p>ロ 窓その他の開口部で採光に有効な部分のうち床面からの高さが五十センチメートル以上の部分の面積が、当該教室又は保育室の床面積の七分の一以上であること。</p> <p>二 小学校、中学校、<u>高等学校又は中等教育学校</u>の音楽教室又は視聴覚教室で建築基準法施行令第二十条の二に規定する技術的基準に適合する換気設備が設けられたものにあつては、前号イに定めるものとする。</p>	<p>建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）<u>第十九条第三項</u>ただし書の規定に基づき、照明設備の設置、有効な採光方法の確保その他これらに準ずる措置の基準及び居室の窓その他の開口部で採光に有効な部分の面積のその床面積に対する割合で別に定めるものを次のように定める。</p> <p>照明設備の設置、有効な採光方法の確保その他これらに準ずる措置の基準等を定める件</p> <p>第一 照明設備の設置、有効な採光方法の確保その他これらに準ずる措置の基準</p> <p>一 幼稚園、小学校、中学校若しくは<u>高等学校</u>の教室又は保育所の保育室にあつては、次のイ及びロに定めるものとする。</p> <p>イ 床面からの高さが五十センチメートルの水平面において二百ルクス以上の照度を確保することができるよう照明設備を設置すること。</p> <p>ロ 窓その他の開口部で採光に有効な部分のうち床面からの高さが五十センチメートル以上の部分の面積が、当該教室又は保育室の床面積の七分の一以上であること。</p> <p>二 小学校、中学校又は<u>高等学校</u>の音楽教室又は視聴覚教室で建築基準法施行令第二十条の二に規定する技術的基準に適合する換気設備が設けられたものにあつては、前号イに定めるものとする。</p>

第二 窓その他の開口部で採光に有効な部分の面積のその床面積に対する割合
で建設大臣が別に定めるもの

- 一 第一第一号に定める措置が講じられている居室にあつては、七分の一とする。
- 二 第一第二号に定める措置が講じられている居室にあつては、十分の一とする。

附 則

この告示は、平成十二年六月一日から施行する。

第二 窓その他の開口部で採光に有効な部分の面積のその床面積に対する割合
で建設大臣が別に定めるもの

- 一 第一第一号に定める措置が講じられている居室にあつては、七分の一とする。
- 二 第一第二号に定める措置が講じられている居室にあつては、十分の一とする。